

V 特 認

種 目	細 目 (目 的)	補助 区分	補助金算定事業費範囲 (補 助 率)	支 援 内 容	事業主体 (借 受 者)
1 多 角 化 ・ 複 合 化 経 営 発 展 支 援	他産業と遜色ない所得が得られる経営体を確保・育成するため、経営の多角化・複合化を推進する。	補助	<p>【 機 械 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000千円～ 県費上限25,000千円 (5/10以内 ※1) ・中山間地域 1,000千円～ 県費上限25,000千円 (5.5/10以内 ※1) <p>【 施 設 整 備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域 1,000千円～ 県費上限25,000千円 ※2 (5/10以内 ※1) ・中山間地域 1,000千円～ 県費上限25,000千円 ※2 (5.5/10以内 ※1) <p>※1 直売及び地域食材活用飲食施設整備は、一般地域 3/10以内、中山間地域 1/3以内</p> <p>※2 就業環境整備を単独で実施する場合の事業費範囲は、1,000～5,000千円</p> <p>なお、国庫補助事業と併せて事業を実施する場合は、国庫補助金と合わせて5/10以内（中山間地域 5.5/10以内）となる率を上限とする。</p>	農地所有適格法人等が、経営の多角化・複合化を図るために必要な機械・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ・複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体

採 択 基 準
<p>1 事業主体の農地所有適格法人は、実施要領第3の4に定めることのほか、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業経営改善計画の認定を受けていること。</p> <p>(2) 原則として3戸以上で構成する農地所有適格法人であること。 なお、3戸未満の農地所有適格法人においては、常時従事者が3名以上おり、かつ、常時従事者のうち2名以上が構成員であること（1戸1法人は対象外（直売及び地域食材活用飲食施設整備の場合を除く）とする。）。</p> <p>2 複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体の要件は、農林漁業者等の組織する団体に準じる。ただし農地所有適格法人2法人で構成される団体も含む。</p> <p>3 法人が行う農業に常時従事する者を新たに雇用すること又は過去2年以内に雇用していること。ただし複数の農地所有適格法人が合併して新たに設立された農地所有適格法人または複数の農地所有適格法人が構成員に含まれている団体はこの限りではない。</p> <p>4 多角化・複合化に取り組むことにより、経営体の売上額が、現状の2割以上増加することが見込まれること。</p>